

草津栗東行政事務組合監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項および第4項の規定により定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、監査の結果に関する報告を次のとおり決定し、公表する。

令和5年2月17日

草津栗東行政事務組合監査委員 井之口 秀行

草津栗東行政事務組合監査委員 井上 薫

## 定期監査結果

1. 監査の種類 定期監査（地方自治法第199条第1項および第4項）
2. 監査の根拠 草津栗東行政事務組合監査委員監査基準に準拠し実施した。
3. 監査期日 令和5年1月12日
4. 監査の着眼点と実施内容  
事務の執行が、関係法令に従って適正かつ効率的に行われているかを主眼とし、関係資料および財務事務の執行を調査するとともに、関係職員から業務の執行状況について聴取した。
5. 監査の結果  
事務処理状況等は概ね適正に執行されていると認められた。引き続き適正な事務の執行に努められたい。
6. 指摘事項  
なし
7. 所見事項  

○事業推進にあたり、特定の職員に偏らないよう、組織内で情報共有をし、組織一体となった事業推進に努められたい。

○所管事業は建設工事を伴うことから、土木施工管理技士等の資格取得の推進や、経験豊かな職員からのOJT等により、人材育成に努められたい。

○労働基準法において労災認定の基準となる月80時間以上の時間外勤務を超えている職員がいることから、構成市に対し適切な人員配置の具申を行うと共に、職員の健康保持に十分配慮し、業務内容の精査および平準化を図り、時間外勤務の縮減が図られるよう努められたい。